

京都府動物愛護推進計画の中間案の概要

1 計画改定の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律の改正（令和元年6月）及び同法第5条に基づく「動物愛護行政に関する基本的方向を示す指針」（基本指針）の公布（令和2年4月）に伴い、「京都府動物愛護推進計画」（平成20年3月策定、平成27年1月見直し）を改定する。

2 改定にあたっての基本視点

- （1）府民の動物愛護・共生に関する活動の推進
- （2）関係者間の協働関係の構築
- （3）施策の実行を支える基盤の整備

3 施策の展開（主な施策）

（1）動物の愛護

（現状・課題）

平成27年5月に京都市と共同運営を開始した「京都動物愛護センター（センター）」及び府保健所を動物愛護行政の拠点と位置づけ、各イベント開催や機関誌、ホームページ等を通じ、動物の愛護に係る情報発信等を行ってきたが、動物に対する多様な考え方があることから、今後も広く府民に働きかけを行う。

| 施策 | 内容 |
|-------------------|--|
| 動物愛護精神に対する理解の促進 | ○センターのホームページやイベント等の内容を更に充実させ、より一層魅力あるものに見直し |
| 人と動物のよりよい関係づくりの推進 | ○小学校低学年に動物を通じて命の大切さを学んでもらう新たなプログラムを作成し、動物愛護教育を効果的に実施 |
| ボランティア等の自主的な活動を促進 | ○地域で活動を行う動物愛護ボランティアを引き続き養成、ボランティア団体間のネットワークを構築 |

（2）動物の育成

（現状・課題）

動物の所有者がその習性等を正しく理解し、責任を持って最期まで飼うことができるよう指導の徹底、保護した犬・猫を新たな飼い主に譲渡する取組みの推進等により、現計画における目標（動物の苦情件数、譲渡割合、殺処分数）を達成した。今回、新たに国が示す目標（ $\textcircled{30}$ 比の殺処分数半減）の達成に向け、改定計画に基づく施策を展開する。

| 施策 | 内容 |
|----------|---|
| 所有者責任の徹底 | ○不適切な飼養を行う所有者に対し、法で定める基準の遵守を徹底 ○市町村が動物に係る苦情に的確に対応できるよう「動物苦情対応マニュアル」作成を支援 ○ペットショップ等に対し、終生飼養の重要性についてペット購入者に理解を促す説明を行うよう指導 |

| | |
|------------------|--|
| 保護動物等の返還・譲渡の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○京都市の「まちなねこ制度」(地域で飼い主のいない猫を見守る取組み)を参考に、府域における活動の在り方を検討する研究会を立ち上げ ○保護した犬・猫の譲渡を促進する方策を検討するワーキングチームを京都市と連携して設置し、今後の取組み拡大に向けて協議 ○web会議システムを活用し、センター・保健所がリアルタイムに情報を共有、保護した犬・猫の譲渡や負傷動物の治療、虐待の該当性判断を効率化 |
| 殺処分頭数の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ○保護した犬・猫を、国が基本指針に即して区分する透明性及び客観性の高い審査基準を作成、公表 |
| 動物取扱業者等の社会的責任の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ○ペットショップ等に対する計画的な立入調査や監視により、基準の遵守状況を確認すると共に、必要に応じて指導を徹底 ○動物取扱責任者の満たすべき要件を具体的に公表すると共に、個別事例ごとに指導や助言を実施 ○家畜保健衛生所等と連携し、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方」の趣旨に即した産業動物の衛生管理、安全保持を指導 |

(3) 人及び動物の安心・安全

(現状・課題)

大規模災害発時にペットを伴う避難者を避難所で円滑に受け入れることのできる環境を整備、動物の遺棄・虐待の発生防止・抑制、人獣共通感染症に関する情報収集や分析・評価・還元などについて、関係者との緊密な連携によりその実現を図る。

| 施策 | 内容 |
|--------------------|--|
| 特定動物の飼養許可及び適正飼養の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ○特定動物(人の身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある動物)を取扱う上で遵守すべき事項を漏れなく確認できる「チェックシート」を作成、関係者に配布し周知を徹底 |
| 犬の登録・狂犬病予防注射 | <ul style="list-style-type: none"> ○犬の登録情報の適切な管理方法や飼い主に対する効果的な広報について、市町村と情報共有や意見交換し、犬の管理体制を強化 ○狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例(マイクロチップを用いたワンストップサービス化)に係る最新情報を国から収集、市町村事務の円滑な遂行のためにこれを提供 |
| 感染症(狂犬病を除く)対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○「動物感染症サーベランス事業」を充実し、人獣共通感染症の発生動向を把握、関連情報を広く府民に周知 ○新型コロナウイルス感染症をはじめ、新たな感染症に係る正しい知識を府民や事業者に広く周知すると共に、平常時から準備について勧奨、また、関係者間で犬・猫の万一の預け先確保について検討を開始 |
| 災害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○センターを災害発生時の動物救護の拠点として位置づけると共に、「災害時における動物救護マニュアル」を最新の情勢に照らして改定 ○府総合防災訓練において市町村と合同でペット同行避難訓練を実施すると共に、所有者に対して平常時から準備しておくことの重要性を啓発 ○市町村が、ペット同行避難の受け入れを円滑に実施できるよう「避難所運営マニュアル」を作成、環境整備や体制構築に向けて技術的に支援 |
| 動物の遺棄・虐待防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○京都市と連携し、動物の虐待の該当性判断や罰則が適用された具体的な事例、関連情報等を盛り込み、事案に迅速かつ的確な対応を可能とする「動物虐待対応マニュアル」を作成 |

4 数値目標（案）

関係機関・団体等との協働・連携のもと、目指すべき具体的な目標を定め、これを拠り所に各施策の展開に取り組む。

| 項目 | 単位 | 方向性 | 数値目標 | 令和元年度 (実績) |
|------------|----|-----|--|---------------|
| 犬の殺処分数 | 頭 | ↓ | 0 (①②ともに0) <殺処分ゼロ> | 20 |
| 猫の殺処分数 | 頭 | ↓ | 300 (①95、②205) <R1比 概ね半減> | 642 |
| 犬の返還・譲渡率 | % | ↑ | 100 <全数返還又は譲渡> | 94 |
| 猫の返還・譲渡率 | % | ↑ | 31 <R1比 概ね5割増> | 21 |
| 犬の引取数（飼い主） | 頭 | ↓ | 12 <R1比 概ね8割減> | 51 |
| 猫の引取数（飼い主） | 頭 | ↓ | 25 <R1比 概ね7割減> | 73 |
| 犬・猫等の苦情数 | 件 | ↓ | 1,000 <R1比 概ね4割減> | 1,672 |
| 狂犬病予防注射実施率 | % | ↑ | 100 <全頭注射実施> | 69 |

※ 数値目標（殺処分数）の分類

- ① 譲渡することが適当でないもの（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ② ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難等）

5 評価・見直し

毎年度、計画で定める施策の進捗や目標達成の状況について自己評価するとともに、有識者等で構成する外部組織（京都府動物愛護推進計画検討委員会等）において説明し、意見を聴取する。

その結果をホームページに公表する等、透明性の高い計画となるよう努めると共に、必要に応じて計画を見直す。